

宇都宮市監査委員告示第11号

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により，平成 23 年 5 月 23 日に提出された宇都宮市職員措置請求について監査した結果を，同条第 4 項の規定により，次のとおり公表する。

平成 23 年 7 月 22 日

宇都宮市監査委員 小平 秀行

同 佐藤 千鶴子

同 南木 清一

同 阿久津 均

宇都宮市職員措置請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

所在地 宇都宮市若松原3丁目
名称 市民オンブズパーソン栃木
代表 高橋 信正

2 請求書の提出日

平成23年5月23日

3 請求の内容

請求人から提出された宇都宮市職員措置請求書による主張要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 主張要旨

- ・ 本田技研工業株式会社（以下「本件会社」という。）は、宇都宮テクノポリスセンター地区内の土地約 10ヘクタール（以下「本件土地」という。）を購入し、研究施設を建設した。宇都宮市は、本件土地の購入について、宇都宮市企業立地補助金交付要綱（以下「本件要綱」という。）に基づく補助金の交付申請を行った本件会社に対し、平成23年3月28日に補助金970,502,380円を支払った。

- ・ 地方自治法（以下「法」という。）第138条の2は、執行機関がその事務を行うに際しての誠実義務を規定している。

宇都宮市補助金等交付規則第4条第1項は、「申請があつたときは、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付の決定をするものとする。」と規定している。

本件では、支出命令書や支出負担行為決議書が存在するのみで、稟議書・議事録等の交付決定までの検討経過を示す書類が存在せず、また、配置転換した 100名について、現実に転入があったか否かの確認調査はなされていないなど、誠実に審査手続きが行われておらず、法第138条の2に反する。

- ・ 法第232条の3は、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定している。

本件要綱第2条は、「本市産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、奨励措置を講ずることにより、企業の誘致を促進することを目的とする。」と規定している。

本件会社は、従前より芳賀工業団地において事業を営んでおり、事業敷地拡張のために隣接土地を購入した。進出の実質は、企業の新規立地ではなく、既存企業の事業地拡大にすぎない。

申請書記載の雇用計画も配置転換のみで新規雇用の計画はまったくない。また、本件会社のような大企業が事業拡大の必要性により進出を行うにあたって、本件補助金はその決定動機となるものではない。

本件補助金交付は、本件要綱第2条が規定する目的に適合しないものとして、法第232条の3に反する。

- ・ 法第2条第14項は、地方公共団体の事務処理に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定している。

宇都宮市企業立地補助金制度に基づき、平成18年度から21年度までに 28社に対して支出された補助金額は、約 6億2,000万円で、1社に対する最高額は、5,000万円であった。

宇都宮市は税収の大幅な減少により、平成22年度には、平成15年度以来7年ぶりに普通交付税の支給団体となった他、実質公債比率も 9.2%と全国主要地方都市（県庁所在地）の中で公債依存度が上位であるなど、その財政は厳しい状況にある。

国内でも有数の巨大企業に対して、補助実績から突出した額である約 9億7,000万円もの資金援助を行うことは、今後の事業所税等の増額を考慮しても、極めて不当である。しかも、産業の振興と雇用の拡大といった効果も期待できない。

本件補助は、最少の経費で最大の効果を挙げるものとはいえ、法第2条第14項に反する。

- ・ 以上より、本件補助金交付は、法第2条第14項、第138条の2、第232条の3のいずれにも違反するものであり、違法・不当な公金支出である。

(2) 措置請求

- ・ 宇都宮市長に対し、宇都宮市が本田技研工業株式会社に対して交付した補助金の返還を求めるなど、市が被った損害を補てんするために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

4 請求書の要件審査

本件請求については、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認められたので、平成 23 年 5 月 27 日に受理を決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

宇都宮市が本田技研工業株式会社に対して行った宇都宮市企業立地補助金交付の違法性又は不当性を、監査対象事項とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を経済部商工振興課とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定により、平成23年6月16日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

この際、新たな証拠が提出されるとともに、請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

(1) 新たな証拠

新たな証拠として、位置図並びに土地及び建物等の写真が提出された。

(2) 補充された事項

補充された事項として概ね次のとおり陳述がなされた。

- ・ 本件要綱第3条には、「補助金の交付を受けることのできる者は、市内で事業を営む者又は営もうとする者」と規定され、土地と建物を取得しただけで、対象事業を営んでいない本件会社は、申請者に該当しない。

4 監査対象部局職員の陳述

監査対象部局から、監査対象事項に関する資料の提出を求め、書類審査を行うとともに、平成23年6月16日に経済部長、同部次長、商工振興課長、同課商工振興グループ係長等から陳述の聴取を行った。

監査対象部局の説明は、(1)から(3)までのとおりである。

なお、請求人が陳述の際に補充した事項に対し、後日(4)の説明があった。

(1) 法第138条の2違反について

本件補助金の交付については、補助対象者から提出された各種書類に対して、内容を精査した上で現地調査を実施したところである。

請求人の指摘する、「ホンダ関連研究施設新設に伴う税額調べ」については、平成21年9月に補助対象者から提出された事業計画案により平成22年2月に試算したものであり、記載のうち、固定資産税と都市計画税については、購入・建設される土地と家屋の面積を基に算出したものである。

個人市民税等の従業員数を基礎とする項目については、事業開始時における本市在住の従業員数は未確定との条件下で、事業計画案により最大規模で算出したものである。

また、本件補助金は、①平成22年3月25日に予算措置された予算に基づくものであり、②その執行は、規則及び要綱に基づき、平成22年12月15日に申請を受け付け、平成23年3月3日に交付決定をしたものである。

したがって、法第138条の2の規定に該当する。

(2) 法第232条の3違反について

本件補助は、本市として、地域産業の活性化を図り、他都市に対する優位性を高めるとともに、特に次世代モビリティ産業の集積を促進するために、誘致等における大規模上乘せ補助制度を新設したものである。

市外からの誘致にあたっては、本件要綱の中で初期投資の負担軽減と、政策手段としての戦略的支援として最大10億円を定めたところであり、既存立地企業の進出・拡大についても、新規立地と同様の支援（最大10億円）としたところである。

本件は、市内に新規立地した事案に対して約9億7,000万円を支援したものであり、支援の対象となる企業は隣接した市町に既存立地していたものである。

一方、企業が進出するに当たっては、予定土地の用地価格のほか、充実した補助金の制度が重要な判断材料の一つになるものと考えられる。

本市では、本件が国内有数の企業の立地によるモビリティ産業の振興、税収の増加、地域中小企業等への波及等による地域産業全体のレベルアップ、当該産業団地の価値向上、地域ブランド力の向上など様々な効果を見込んでおり、さらには、本市産業の牽引役としての役割を果たし、市のモビリティ政策との連携による様々な事業展開をし、地域産業の活性化に十分寄与するものと考えたところである。

したがって、本件は、法第 232 条の 2 に規定される公益上必要がある場合に該当し、また(1)で述べたとおり、予算、規則及び本件要綱に基づく手続を経て事務を執行しており、法第 138 条の 2 及び第 232 条の 3 に規定する要件に該当する。

(3) 法第 2 条第 14 項違反について

大規模上乗せ補助制度における補助金額の設定については、他都市の支援状況や、周辺地域との分譲価格差、地域に及ぼす効果等を総体的に勘案して設定したものである。また、対象業種についても、次世代モビリティ産業を今後の本市産業を牽引していく高い成長力のある産業や先端的な産業として位置付けたものである。

したがって、本件が突出した補助金額であるとする請求人の主張は、請求人の主観に基づくものであり、本件要綱の改正前の補助案件などと単純に比較した主張にすぎない。

なお、本市の財政状況は、景気の悪化を受けて厳しい状況にあるものの、平成 21 年度の本市の実質公債費比率は 9.2%で、東京都を除く道府県庁所在地 46 都市中、8 位と良い数値となっており、公債依存率が上位にあるとする主張は、事実誤認による指摘である。

(4) 本件会社を補助対象者としたことについて

Honda グループは、研究・開発、生産技術・製造技術、販売・サービスの機能ごとに分社化し、グループ全体で役割を分担しながら事業を展開している。

本件要綱第 3 条の「市内で営む者又は営もうとする者」とは、事業の一体性に着眼し、事業法人を判断しているものである。

ホンダエンジニアリング株式会社は、本件会社の生産技術研究・開発部門が分離・独立した会社であり、本件会社の 100%子会社であり、決算上も連結しており、補助対象となる事業の推進において、2つの法人は一体的な関係にある。

補助金の支出先が異なるのは、一の事業内において土地及び建物を取得した法人と設備を取得した法人に分かれたためである。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、次の事項を確認した。

(1) 宇都宮市企業立地補助金交付要綱の制定について

ア 本件要綱制定当時の背景

本市産業は、国際的な競争の激化や景気後退による需要の低迷等に伴い、生産工場を中心に事業所の統廃合や移転等が進み、事業所数が減少したり、新規立地が進展しない状況にあった。産業団地は本市製造業の生産拠点であり、引き続き維持、拡大を図っていくとともに、本市産業を牽引していく高い成長力のある産業や先端的な産業を誘致し、集積を促進する必要があった。

イ 本件要綱の制定

従前の企業支援策の見直しを行い、平成 18 年度に本件要綱を定め、企業立地補助金（基本部分及び上乗せ部分）を新たに創設し、誘致を積極的に進めることとなった。

ウ 本件要綱の改正

平成20年度には、本市産業のリーディングプロジェクトと位置づけている航空宇宙、ロボット、自動車等の次世代モビリティ産業について、戦略的に市内への誘致を図るため、本件要綱を一部改正し、補助制度（大規模上乗せ部分）の拡充を図った。

本件要綱制定に係る経緯については、次表のとおりである。

年月日	内容
平成17年 2月	宇都宮市ものづくり産業振興ビジョンを策定した。これは、人々の移動可能性を高めるための技術を創造する航空宇宙、自動車、ロボットに情報通信分野を含めた産業を「次世代モビリティ産業」として重点的に取り組むべきリーディング産業に位置づけたものである。
平成18年 4月 1日	本件要綱を制定し、基本補助、上乗せ補助を創設した。
平成18年 8月	宇都宮市次世代モビリティ産業集積戦略を策定した。これは、次世代モビリティ産業の集積を促進し、地域の個性や特性を活かしたまちづくりと一体となった産業振興を推進するための取組を、戦略として示したものである。
平成19年 3月31日	市町合併に伴い、本件要綱を改正し、河内・白沢工業団地を追加した。
平成19年 5月11日	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が公布された。
平成19年 8月	栃木県が、とちぎ産業振興プログラムを策定した。これは、栃木県の産業集積等の強みを活かした新たな産業振興施策が必要となっていることから、栃木県として振興を図る産業分野を特定し、重点的な支援を行うこととしたものである。
平成20年11月 1日	本件要綱を改正し、大規模上乗せ補助を新設した。この補助は、平成21年度分から適用することとした。
平成21年 4月 1日	本件要綱を改正し、移設の定義を改正した。

(2) 企業立地補助金の種類等について

企業立地補助金の種類等は、次表のとおりである。

補助金の種類	対象地域	対象業種	補助額	交付要件
1 基本部分	1 宇都宮工業団地 2 瑞穂野工業団地 3 清原工業団地 4 東谷・中島地区 5 宇都宮テクノポリスセンター地区 6 河内工業団地 7 白沢工業団地 8 工業専用地域 (大規模上乗せ部分が適用対象となる場合は、市内全域とする。)	1 製造業 2 特定サービス業 3 物流関連産業 4 企業立地補助金の対象区域でない区域 (市内に限る。) から当該対象区域のいずれかの地域に移設する製造業	取得した土地並びに新設し、若しくは移設する建物及びそれに伴って取得した設備の投下固定資産の額に 3% を乗じて得た額以内とし、1 億円を限度額とする。	土地を取得してから 5 年以内に操業を開始すること。
2 上乗せ部分 (大規模上乗せ部分が適用対象となる場合は、本項は適用しない。)	1 東谷・中島地区	1 中小製造業 2 市内から移設する製造業 3 製造・販売一体型の製造業 4 物流関連産業	取得した土地の投下固定資産の額に 25% を乗じて得た額及び取得した設備の投下固定資産の額に 3% を乗じて得た合計の額以内とし、1 億円を限度額とする。	
	2 宇都宮テクノポリスセンター地区	1 製造業のマザー工場 2 次世代モビリティ産業※		
3 大規模上乗せ部分 (基本部分の補助限度額を超えるものを対象とする。)	市内全域	次世代モビリティ産業※	取得した土地の投下固定資産の額に 25% を乗じて得た額及び取得した設備の投下固定資産の額に 3% を乗じて得た合計の額以内とし、9 億円を限度額とする。	

※ 次世代モビリティ産業・・・航空宇宙関連産業、ロボット関連産業、自動車関連産業及び情報通信関連産業をいう。

大規模上乗せ部分が適用対象となる場合、宇都宮市の企業立地補助金の限度額は、10億円となる。なお、中核市(41市)における企業立地補助金等の限度額は、次表のとおりである。

限度額	5億円以下	5億円超 10億円以下	10億円超 20億円以下	20億円超	限度額なし	不明
都市数	21市	7市	1市	1市	5市	6市

(3) 本田技研工業株式会社に対する企業立地補助金の交付について

ア 補助対象者等の概要

(ア) 補助対象者

東京都港区南青山二丁目1番1号
本田技研工業株式会社

(イ) 土地・建物の所在地

栃木県宇都宮市都市計画事業テクノポリスセンター土地区画整理事業地内90街区1画地及び2画地

(ウ) 土地・建物の所有者

東京都港区南青山二丁目1番1号
本田技研工業株式会社

(エ) 土地・建物の面積

敷地面積：105,515.44 m²
建築面積：6,593.79 m²
延床面積：8,417.14 m²

(オ) 事業を行う者

栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台6番地1
ホンダエンジニアリング株式会社

(カ) 事業内容

ハイブリッド車、燃料電池車の研究開発

(キ) 雇用計画

配置転換により100人

企業立地に係る経緯は、次表のとおりである。

年月日	内容
平成20年12月16日	本件会社が、テクノポリスセンター土地区画整理事業地内の土地を取得した。
平成21年8月18日	本件会社が、建物の建築工事に着手した。
平成22年3月11日	建物が完成した。
平成22年10月1日	ホンダエンジニアリング株式会社が操業を開始した。

イ 補助金額の算定

今回の補助金は、次のとおり算定されたものである。

	対象	対象経費	補助率	補助相当額	上限額	補助金額
基本部分	土地	3,482,009,520 円	3%	104,460,286 円	100,000,000 円	100,000,000 円
	建物	1,693,234,220 円		50,797,026 円		
大規模 上乘せ 部分	土地	3,482,009,520 円	25%	870,502,380 円	900,000,000 円	870,502,380 円
合計					1,000,000,000 円	970,502,380 円

ウ 企業立地補助金交付に係る経緯

企業立地補助金交付に係る経緯は、次表のとおりである。

年月日	内容
平成 21 年 9 月 17 日	本件会社が、本件要綱第 5 条に基づく補助対象事業に係る事前届出書を提出した。
平成 22 年 2 月 18 日	本件施設の新設等に伴う税額を試算した。
平成 22 年 3 月 1 日	平成 22 年第 1 回定例会に議案第 26 号として平成 22 年度宇都宮市一般会計予算（案）を上程した。このうち、本件に係る予算科目は、35 款 商工費 5 項 商工費 10 目 商工振興費 企業誘致推進費の負担金、補助及び交付金で、その予算額は、1,050,056 千円であった。
平成 22 年 3 月 25 日	議案第 26 号を可決した。
平成 22 年 12 月 15 日	本件会社が、企業立地補助金の交付を申請した。
平成 22 年 12 月 21 日	本件会社の市税完納を確認した。
平成 22 年 12 月 24 日	現地調査により、補助対象事業である研究施設の建設と稼働を確認した。
平成 23 年 2 月 18 日	現地調査により、投資額のうち補助対象経費の算定を行うため、補助対象施設を確認した。
平成 23 年 2 月 22 日	補助対象に関する部内協議を行った。
平成 23 年 3 月 3 日	本件会社に対する補助金 970,502,380 円の交付の決定と、支出負担行為決議書を決裁した。本件会社に補助金等交付決定通知書を送付した。
平成 23 年 3 月 15 日	支出命令書を決裁した。
平成 23 年 3 月 28 日	口座振替により本件会社へ補助金を交付した。

2 監査委員の判断

宇都宮市が本田技研工業株式会社に対して行った宇都宮市企業立地補助金交付の違法性又は不当性について検討する。

(1) 企業立地補助金の必要性について

次世代モビリティ産業に対する企業立地補助金については、平成21年度分から上限額が2億円から10億円に引き上げられ、大幅な拡充が図られた。この背景には、平成19年に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が施行され、栃木県においてはとちぎ産業振興プログラムが策定されたことなどがあり、企業立地をとりまく様々な事情をかんがみれば、上限額の引き上げは、公益上の必要があったと認められる。

また、他の中核市の企業立地に係る補助金等の限度額と比較しても、不当に高額であるとは認められない。

(2) 法令違反について

ア 法第2条第14項について

本項は、地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき指針を定めるものである。地方自治は、住民の責任とその負担によって運営されるものである以上、常に能率的かつ効率的に処理されなければならない。

請求人は、「本件では産業の振興や雇用機会の拡大といった効果も期待できない。」と主張しているが、企業立地補助金の目的は、本市産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、奨励措置を講ずることにより、企業の誘致及び域内再配置を促進することである。裾野の広い次世代モビリティ産業に対する支援は、税収の増加や市内中小企業等への波及効果による受注拡大などが期待できる。

また、請求人は、補助の実績と比較して突出した額であるため極めて不当である旨を主張しているが、本件補助金の金額は、本件要綱の規定にしたがって算定されたものであり、改正前の本件要綱の規定による補助金額と比較することはできないこと、本件要綱は公益上の必要が認められることから、企業立地補助金の交付は、本項に違反しない。

イ 法第138条の2について

本条は、普通地方公共団体の執行機関である長、教育委員会、選挙管理委員会などが、それぞれ独自の執行権限を持ち、それぞれ相互に独立対等な関係において、自らの意思決定に基づいて公正妥当にその担任する事務を管理及び執行すべきことを規定したものである。

請求人は、「稟議書・議事録等の交付決定までの検討経過を示す書類が存在しない。」と主張しているが、本件会社から提出された補助金等交付申請書については、提出された書類の審査と、2回の現地調査に基づく課内協議を行い、その後には部内協議を行っている。これらの協議を経て、事務専決規程に基づき市長が支出負担行為の決裁を行っている。以上のことから、議事録等は存在しないものの、十分な検討のもと適正な手続きを経て補助金の交付を決定したことが認められた。

また、請求人は、宇都宮市が作成した税額調べについて、配置転換した100名が、現実に転入があったか否かの確認調査はなされていない旨主張しているが、税額調べについては、本件補助金の交付に当たって幅広く検討を行うため収集した情報の一つであり、補助金交付の要件ではないことから、実際に転入があった

か否かを確認する必要があるとまではいえない。

以上のことから本条に違反しない。

ウ 法第232条の3について

本条は、支出負担行為をする内容が、法令又は予算に違反してはならないこと、及び支出負担行為をする手続が法令に違反してはならないことを規定したものである。支出負担行為は、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為であり、補助金の交付決定もこれに含まれる。

請求人は、「進出の実質は、企業の新規立地ではなく既存企業の事業地拡大にすぎない。」と主張しているが、本件会社及び事業を営んでいるホンダエンジニアリング株式会社は、宇都宮市内に事業所も工場も所有していなかった企業であることから、新規立地として本件補助金の申請ができるとの判断に誤りはない。なお、請求人は、本件補助金の交付が進出の決定動機となるものではない旨を主張しているが、一般的に、企業の活動は、利益追求のために必要な経済上のさまざまな要因を判断して行われており、補助金の交付が、進出の判断において、ひとつの要因となることは当然と考えられる。

次に、請求人は、「配置転換のみで新規雇用の計画は全くない。」と主張しているが、雇用機会の創出は即時的なものを求めているものではなく、また、雇用以外にも、その取引企業への経済効果の波及が見込まれることを期待しているものである。

また、請求人は、本件要綱第3条に規定する「市内で事業を営む者又は営もうとする者」の解釈について、土地と建物を取得しただけで、対象事業を営んでいない本件会社は、申請者には該当しない旨主張しているが、本件会社を核とするHonda グループは、研究・開発、生産技術・製造技術、販売・サービスなどの機能ごとに分社化し、グループ全体で事業を展開している。このことから、本件会社は、当該土地において生産技術研究・開発部門を分担しているホンダエンジニアリング株式会社と一体的に事業を行っていると認められ、事業の一体性に着眼し、補助対象者を判断したことは、本件要綱の趣旨に適合し、解釈運用に誤りはない。

以上のことから、本条には違反しない。

3 結論

以上、宇都宮市長に対し、宇都宮市が本田技研工業株式会社に対して交付した補助金の返還を求めるなど、市が被った損害を補てんするために必要な措置を講ずるよう勧告することを求めるとの請求は理由がないものと判断し、棄却する。

4 付記

補助金交付要綱の制定及び改正にあたっては、制度の趣旨が、要綱の各規定においてより明確に表現されるよう検討されたい。

住民監査請求書

2011(平成23)年3月28日

宇都宮市監査委員 殿

請求人 市民オンブズパーソン栃木
代表 弁護士 高橋 信正
宇都宮市若松原3丁目

第1 請求の趣旨

請求人は、宇都宮市が本田技研工業株式会社に対して行った補助金の交付は違法不当な公金支出であるため、宇都宮市長に対し、宇都宮市が本田技研工業株式会社になしたかかる違法不当な支出により宇都宮市が被った損害につき、支出相当額の返還を求めるとともに損害を補填するための必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

第2 請求の理由

1 請求人

請求人市民オンブズパーソン栃木は、地方公共団体等の不正不当な行為を監視し、これを是正することを目的として結成された権利能力なき社団である。

2 本件における補助交付の経緯

本田技研工業株式会社（以下「本件会社」という。）は、宇都宮テクノポリスセンター東側の土地約 10ヘクタール（以下「本件土地」という。）を購入し、そこに関連会社であるホンダエンジニアリング株式会社の研究施設を建設して、2010（平成22）年より稼働を開始している（事実証明書3）。

本件会社は、同年12月15日、本件土地購入について、企業立地・企業拡大再投資補助制度に基づく補助金等交付申請を行い、宇都宮市は、事前に平成22年度予算に計上していた金 10億円から、2011（平成23）年3月28日、金 970,502,380円を支払っている（事実証明書1、以下「本件補助金交付」という。）。

3 本件補助金交付の違法不当性

(1) 総論

ア 地方自治法（以下（法）という。）138条の2は、執行機関がその事務を行うに際しての誠実義務を規定している。

そして、宇都宮市補助金等交付規則（以下「本件規則」という。）4条1項は、「市長は、前条第1項又は第4項の申請があったときは、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付の決定をするものとする。」と規定しており、その審査が誠実になされなかった場合には、法138条の2に反する違法な交付となる。

イ 法232条の3は、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これを行わなければならない。」と規定する。その趣旨は、支出を原因行為の過程・段階で

統制し、予算の計画的かつ適正な執行を図ることにある。そうであるとする、同条は、支出負担行為が法令上又は予算上の根拠を必要とすること、手続的にも内容的にも法令の規定に従って運用されることのみならず、支出負担行為が、法令・予算の定める目的・金額に適合することも求めていると解すべきである。

本件では、宇都宮市企業立地補助金交付要綱（以下「本件要綱」という。）2条が「宇都宮市産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、奨励措置を講ずることにより、企業の誘致を促進することを目的とする。」と規定されており、本件補助金の交付決定がこの目的に適合しない場合には、法232条の3に反する違法な補助金交付となる。

ウ 法2条14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する（行政効率の原則）。そのため、本件補助金交付が最少の経費であるといえない場合には、法2条14項に反する違法な補助金交付となる。

エ 本件補助金交付は、法2条14項、138条の2、232条の3のいずれにも違反するものであるため、違法・不当な公金支出であることは明らかである。

以下、詳述する。

(2) 138条の2違反の点

ア 本件では、支出命令書や支出負担行為決議書という書面が存在するのみで、稟議書・議事録等の交付決定までの検討経過を示す書類が存在しない。このことから、審査が十分になされていないことは明らかである（事実証明書2参照）。

イ また、「ホンダ関連研究施設新設に伴う税額調べ」（事実証明書4）においては、同業種1人あたりの平均市民税を算出、配置転換した100名全員が宇都宮市に転入してきたことを前提として計算がなされている。

しかしながら、現実に転入があったか否かについての確認調査はなされていない。また、本件では向かいの芳賀工業団地内にある研究施設からの配置転換であり、100名全員が新たに宇都宮市に転入してくることなど今後とも考えられず、杜撰な計算であると言わざるを得ない。

ウ 以上のように、本件では、誠実に審査手続きが行われておらず、法138条の2に反する。

(3) 232条の3違反の点

ア 本件会社は従前より芳賀工業団地において事業を営んでおり、本件土地は当該事業地と町道を挟んで隣接する場所に位置する。そのため、本件会社が事業敷地の拡張のために隣接土地を購入したところ、偶々それが宇都宮市であったということである。すなわち、本件進出の実質は、企業の新規立地ではなく既存企業の事業地拡大にすぎない。

イ のみならず、本件では、申請書記載の雇用計画も配置転換のみで新規雇用の計画はまったくない（事実証明書3）。また、本件会社のような大企業が事業拡大の必要性により本件進出を行うにあたって、本件補助金交付がその決定動機となるものではない。

ウ したがって、本件補助金交付により、産業の振興及び雇用機会の拡大が生じることがないことは明らかであり、本件補助金交付は本件要綱2条が規定する目的に適合しないものとして、法232条の3に反する。

(4) 法2条14項違反の点

ア 宇都宮市企業立地補助金制度に基づき、これまでに支出された補助金額は、2006（平成18）年度から2009（平成21）年度末までに28社に対して、約6億2751万円である。1社に対する補助金額としては、もっとも額が多いもので5000万円であった（事実証明書5）。

本件で交付された約9億7000万円という金額は、これまで同制度によって支出してきた補助金総額の約1.5倍、1社に対する補助金額としては、19倍以上に相当することになる。

イ 他方、宇都宮市は税収の大幅な減少により、2010（平成22）年度には、2003（平成15）年以来7年ぶりに普通交付税の支給団体となった他、実質公債比率も9.2%と全国主要地方都市（県庁所在地）の中で公債依存率が上位であるなど、その財政は厳しい状況にある。

そのような中で、一私企業、それも国内でも有数の巨大企業に対して、補助の実績からしても突出した額である約9億7000万円もの資金援助を行うことは、今後事業所税等の増額があることを考慮しても、極めて不当である。しかも、上記(3)、イ記載のとおり、本件では産業の振興及び雇用機会の拡大といった効果も期待できない。

ウ したがって、本件補助は、最少の経費で最大の効果を上げるものとはいえず、法2条14項に反する。

(5) 小結

以上より、本件補助金交付は、法2条14項、138条の2、232条の3のいずれにも違反するものであり、違法・不当な公金支出である。

4 結語

よって、地方自治法第242条1項、4項に基づき、宇都宮市長に対して、違法不当な支出により宇都宮市が被った損害につき、支出相当額の返還を求めるなど損害を補填するための必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

第3 事実証明書

- 1 支出命令書
- 2 支出負担行為決議書
- 3 事業計画（実績）書
- 4 ホンダ関連研究施設の新設に伴う税額調べ
- 5 企業立地・拡大再投資補助金交付実績

以上

添付資料（略）